

官報 号外

昭和五十三年十月十六日

○第八十五回 衆議院會議録 第六号

昭和五十三年十月十六日(月曜日)

議事日程 第五号

昭和五十三年十月十六日

午後二時開議

- 第一 無限連鎖講の防止に関する法律案(物価問題等に関する特別委員長提出)
- 第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
- 第三 医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
- 第四 特定船舶製造業安定事業協会法案(内閣提出)
- 第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 無限連鎖講の防止に関する法律案(物価問題等に関する特別委員長提出)
- 日程第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
- 日程第四 特定船舶製造業安定事業協会法案(内閣提出)
- 日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

律案(内閣提出)

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

午後二時四分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○議長(保利茂君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第一 無限連鎖講の防止に関する法律案(物価問題等に関する特別委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、無限連鎖講の防止に関する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。物価問題等に関する特別委員長美濃政市君。

無限連鎖講の防止に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔美濃政市君登壇〕

○美濃政市君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

本案は、無限連鎖講、つまりネズミ講が終局において破綻すべき性質のものであるのかかわらず、いたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これによってもたらされる社会的害悪を防止するため、無限連鎖講に関与する行為を禁止し、罰則を設けるとともに、その防止に関する調査及び啓蒙活動について規定を設けようとするものであります。

その第一は、無限連鎖講の定義でありまして、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加わった者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金額から自己の支出した額を上回る金銭を受領することを内容とする金銭配当組織をいうこととしております。

第二は、無限連鎖講の禁止であります。何人も、無限連鎖講を開設し、もしくは運営し、無限連鎖講に加入し、もしくは加入することを勧誘し、またはこれらの行為を助長する行為をしてはならないこととしております。

第三は、無限連鎖講の禁止措置に伴い、その防止については特に留意する必要がありますので、国及び地方公共団体は、その任務として、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓蒙活動を行うように努めなければならないこととしております。

第四は、罰則についてであります。無限連鎖講を開設したまたは運営した者は、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとし、業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金、無限連鎖講に加入することを勧誘した者は二十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することとしております。

物価問題等に関する特別委員会におきましては、連鎖販売・ネズミ講等調査小委員会を設け、鋭意検討を重ねた結果、去る十二日小委員長から小委員会起草案の報告を受け、これを全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長久野忠治君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が昭和五十四年三月から五月までに満了することになりますので、前例にかんがみ、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

統一選挙の期日は、都道府県及び指定都市の選挙については四月八日、指定都市以外の市、特別区及び町村の選挙については四月二十二日としたしているほか、同時選挙の手続、重複立候補の禁止、後援団体に関する寄付等の禁止及び共済給付金の特例などにつきまして、所要の規定を設けよ

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 医療法の一部を改正する法律案 特定船舶製造業安定事業協会法案 一四〇

うとするものであります。

○議長(保利茂君) 去る十月十三日本特別委員会に付託され、同月十三日加藤自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第三 医療法の一部を改正する法律案

(社会労働委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長木野晴夫君。

医療法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、趣旨弁明を申し上げます。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 特定船舶製造業安定事業協会法案

(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、特定船舶製造業安定事業協会法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長増岡博之君。

特定船舶製造業安定事業協会法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔増岡博之君登壇〕

○増岡博之君 ただいま議題となりました特定船舶製造業安定事業協会法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

の意見を聞いて定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならぬこと。

第四に、協会に対する政府及び政府以外の者の出資、政府の補助、監督命令、解散等につき、所要の規定を設けることとしたておきます。

本案は、去る十月三日当委員会に付託され、同月十三日政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、討論の後、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、五派共同提案に係る「船舶建造需要を喚起する等のため、政府は、内航外航船舶の建造及び老朽船舶の処分の促進等の施策を速やかに実施すべきである」旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長木村武千代君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今回の補正予算において、昭和五十二年分所得税の特別減税による所得税の減収が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税において、当初予算計上額に対して九百六十億円の落ち込みを生ずることとなりましたが、今日の地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保を図る措置を講じようとするものであります。

その内容は、昭和五十三年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金に九百六十億円増額するとともに、当該借入増加額に見合う額を臨時地方特例交付金として昭和五十九年度から昭和六十八年度までの間において一般会計から同特別会計へ繰り入れることとしております。

本案は、九月二十八日本委員会に付託され、十月六日加藤自治大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十三日本案はもとより、地方財政全般にわたって審査を行いました。

同日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本国と中華人民共和国と

の間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長永田亮一君。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、一九七二年九月の日中共同声明の第八項に基づき、一九七四年十一月以来、中華人民共和国政府との間に、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるための平和友好条約の締結につき交渉を行ってまいりましたが、合意に達したもので、本年八月十二日に北京において本条約に署名を行いました。

本条約は、両国間の恒久的な平和友好関係の発展、紛争の平和的解決及び武力不行使の確認、両

国が覇権を求めないこと及び第三国による覇権確立の試みに対する反対の表明、両国間の経済、文化関係の発展及び両国民の交流促進のための努力、この条約の第三国との関係に関する各締約国の立場等について規定しております。

本件は、十月六日外務委員会に付託され、十月十三日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日、十四日、十六日の三日間にわたり質疑を行いました。

その質疑の主な内容は、本条約締結の意義と今後の外交方針、特に対ソ外交、覇権の概念、両国間の経済、技術、文化、人的交流の問題、尖閣諸島の領有権問題、中ソ同盟条約、今後のわが国の安全保障、戦争終結の法的手続等でありましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、本十六日質疑を終了し、次いで討論が行われ、自由民主党・国民会議正木良明君、民社党菅原益雄君、日本共産党・革新共同寺前巖君、新自由クラブ伊藤公介君、社会民主連合橋本之助君から、それぞれ賛成の意見が述べられました。

次いで、採決を行いました結果、本件は承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。奥田敬和君。

〔奥田敬和君登壇〕

○奥田敬和君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件について賛成の討論を行うものであります。(拍手)

一九七二年九月二十九日の日中共同声明により、日中国交正常化が実現して以来およそ六年、政府が懸案でありました日中条約交渉の促進に決断を示し、日中双方が満足し得る形で条約の締結

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

一四二

にこぎつたことを心から喜びたいと思います。
(拍手)

中国のことわざに、水を飲む者は井戸を掘った人のことを忘れてはいけなとありますように、この成果は、歴代政府の首脳を初め、野党を含めた国民各層の長年の願望と労苦の結実であり、国民世論を背景とした戦後日本外交の成果の一つと言ふことができると思います。(拍手)

日中間には過去二千年に及ぶ交流の歴史があります。しかし、明治以来百年を超える近代日中間係は不幸な経験の連続でありました。この条約は、そのような紆余曲折を経た末、ようやくしてたどりついた対等で正常な隣国関係の設定を象徴するものであり、対等なパートナーとしての日中両国の再出発をするものとして、その歴史的意義を高く評価したのであります。(拍手)

本条約のいま一つの意義は、社会体制の大きく異なる国との間における平和共存の模範的な先例を開いたことでもあります。

自由主義国と社会主義国、しかも戦火を交えた国と国が、平和友好関係の強化をうたうとともに、いずれの地域においても覇権を求めざるべきでないことを条約で誓い合うのは、歴史的にも画期的なことであり、国際的にも重要な意味を持つものであります。(拍手)日中両国が、双方ともにアジアの主要国メンバーであり、人口、経済力、文化水準等のあらゆる面から世界にぬきんでた大國となる可能性を十分持つことを考えるならば、このことの意義はきわめて大きいわけであります。

条約交渉に当たって、日本側にとっての最大の課題の一つは、覇権反対条項の意義を明らかにし、同時にその条項の挿入によって、わが国外交の基本方針について誤解を招くことのないようにすることでありました。具体的には、覇権反対条項が普遍的な国際原則であることをいかに明らかにするかという点にあったのであります。交渉の結果、この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものでないという

いわゆる第三国条項を入れることで、特定の第三国を敵視した同盟条約的なものでないことについて合意が成立したことを大いに歓迎するものであります。

私は、これによって、複雑な国際政治の中にあって、平和に徹し、いかなる国とも善隣友好関係を増進するというわが国外交の基本方針を、この条約のテキストの上でも明らかにすることができたものと高く評価をいたします。

しかし、現在の時点に立つて、われわれを取り巻く現実の国際社会に目を向けるとき、われわれはこの条約締結の成果にいつまでも酔いしれていくことは許されないのであります。現下の国際関係は、ますます複雑、多様化しております。経済問題一つをとらえてみても、わが国外交の基軸である日米関係においてすら、通商面での摩擦解消に引き続き最大限の努力を払っていく必要があるような現況であり、米国のほかにも、わが国との不均衡な貿易関係に頭を痛めている諸国の多いことも事実であります。わが国と中国の経済関係は今後ますます緊密になるでございましょうし、そのために、わが国としても一層の努力を傾けるべきものと考えますが、そのような二国関係が、かりそめにも排他的、独占的な印象を与える場合は、国際経済場裏におけるわが国に対する風当たりを一層強めることも懸念されます。

また、東南アジア諸国は、日中関係の安定化をアジア全体の安定につながるものとして歓迎しながらも、一部には、経済大日本と政治大中国とが結託して他国を脅かすのではないかとの見方もあることに留意し、このような危惧の念を払拭するため、わが国としては、東南アジア地域諸国との友好親善関係の一層の増進に努め、覇権を求めないことを具体的な行動で実証していかなければなりません。

さらに、本条約締結によって、中国の対ソ封じ込め世界戦略に日本が一役買ったのではないかと、いろいろな疑問に対しては、将来に向かってその誤解を解くため、不断の外交努力を積み重ねていくことが必要であります。特にソ連に対しては、日本の真意を鮮明にして、理非曲直のはっきりした交わりを続けることが肝要であります。

私は、政府が日中平和友好条約の締結という新しいスタート台に立ち、以上幾つか指摘した現実の外交課題に対し、わが国益の方向を誤りなく見定めつつ、積極的に対処することを要望し、それによってわが国が真にアジア及び世界の平和と繁栄に役立つ国であるとの評価を定着させ、国際社会の重要な一員としての責務を果たすよう、ここに強く希望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 原茂君。
(原茂君登壇)

○原茂君 私は、日本社会党を代表いたしましたし、ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約締結に賛成の意を表明するものでございます。(拍手)

わが国と中国とは、地理的にも歴史的にもまた文化的にもきわめて近い関係にあったにもかかわらず、ここまで来る道のりがまことに長かったことを思わざるを得ないのであります。

一九七二年九月二十九日の日中共同声明によりまして、国交正常化を実現してからでも実に六年の年月を経過いたしました。今日を迎えたことは、日中両国民にとりまして大きな喜びであり、心から歓迎するものでございます。(拍手)

この間、幾多の困難の中で、先進的な努力を続けてまいりました多くの人々に心から敬意を表し、改めて感謝を申し上げるものでございます。

特に、このことを熱心に望み、努力を続けられ、晴れの日を見ずに故人となられました、すぐれた中国の指導者、故周恩来総理が水にたとえた、この先人に対する感謝の気持ちは実に意味深いものがあると思ふのであります。

特にわが党は、戦後一貫して平和の確立、日中正常化、両国の友好発展を強く望み、その指導的

役割りを果たしてまいりましたが、このため、浅沼委員長の生命をも失うという悲劇をも経験したものであります。いま、この段階を迎えて、言い尽くせない感慨を覚えるものでございます。

両国の人民から熱烈に望まれ、先進的な人々の命をかけた努力が続けられたにもかかわらず、なぜ戦後三十三年も経てようやく実現したのかといえ、自民党と歴代自民党政府が、日中間の問題のみならず、アジアの情勢と将来の方向を正しく把握する見識に欠けていたことが最大の原因であります。(拍手)福田内閣も、その責任を免れるわけにはまいりません。

事態の経過からすでに明らかなように、条約締結の原動力は、日中両国民の熱望と、中国指導部の努力と寛容によるものであります。福田総理の場合には、アメリカのアジア・太平洋政策の許す範囲での決断にすぎなかったものであります。

このことが、日中平和条約締結後の日本政府のアジア政策に大きな危惧の影を残している原因でもあります。今日、喜びの中にも、福田総理に苦言を呈し、反省を求めざるを得ないのであります。

(拍手)

申すまでもなく、この条約の特徴は、その第二条で、「両締約国は、そのいづれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいづれの地域においても覇権を求めざるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。」と反覇権主義の条項を明文化した点にござい

ます。これは今後、新たな国際的規範として世界に広がるだろうと思ふのであります。

しかも、両国当事者の努力によって、注意深く第三国条項を盛り込み、慎重な態度を明らかにしたことは、アジア諸国のみならず、多くの国々に安定感を与えていることを高く評価するものであります。

申すまでもなく、条約締結それ自体が最終目的ではございません。今後誠実に条約の精神を実現

していくための具体的努力を積み上げていくことが両国の任務でございます。何よりも日中兩國間の友好関係を一層増進し、そのことを通じてアジアの平和確立に貢献することが最大の課題と言わなければなりません。

この意味でアジアの情勢を見れば、最も緊張状態にあるのは朝鮮半島であり、その最大の要因は韓国におけるアメリカ軍と核の存在にほかなりません。福田総理が取り上げるべき第一の課題はこの問題であり、反覇権主義に忠実であるなら、韓国における米軍の全面的かつ速やかな撤退と核の撤去を要求すべきなのであります。(拍手)その上に立って、第二次大戦の分断国家である朝鮮民族の自主的、平和的統一の悲願を支持し、その実現を促進する国際的環境をつくるために努力することであります。

そして、第二の課題は、戦後処理の中で残された大きな課題、日ソ平和条約を締結し、北方領土問題その他の諸懸案事項を解決することでございます。

一九五六年十月十九日モスコウで当時の鳩山首相によって署名され、国会で承認された、日ソ共同宣言の第九条は、「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」と明記してありますが、この宣言の基礎に立って、いまこそ日ソ平和条約交渉を積極的に進め、懸案解決のため努力を尽くすべきであると存じます。残念ながら、この問題に対する福田総理の態度は、きわめて消極的で熱意に欠けるものがあると言わなければなりません。

最後に、特に申し上げたいことは、日中平和条約後の一つの特徴として、福田内閣、自民党を中心に、日米安保体制の強化、日本の軍備増強論、有事立法などがにわかに台頭し、この情勢の中

で、断片的に伝えられる中国の指導者の日米安保条約やわが国の軍備増強は認の発言がこれらの雰囲気づくりに利用されていることは、自主外交の基本からもきわめて遺憾でございます。(拍手)

福田内閣もまた、この雰囲気に乗っかたし、全方位外交などという概念不明の用語をことさらに持ち出して世論形成をしながら、戦時日本への逆行の態度を露骨化していますが、これは明らかに反覇権の精神とは違う方向であり、平和憲法の破壊につながるものであり、われわれの断じて許しがないものでございます。

特に、わが党の非武装中立は、いまや殆どとして多数国を形成しつつある非同盟諸国の立場をも含むものであり、国民の政治指標ともいべきわが国憲法前文に照らした党是であり、この立場から、日中平和友好条約に満腔の賛意を表するものであることを福田総理は特に銘記すべきであることと強く表明いたしました。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 鈴切康雄君。

(鈴切康雄君登壇)

○鈴切康雄君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件に対し、賛成の討論を行います。(拍手)

一九七二年九月二十九日、長年にわたる日中兩國の不幸な関係に終止符を打ち、歴史的な日中共同声明によって兩國間の国交正常化が実現して実に六年有余、その間幾多の曲折を経て、ようやくここに歴史的幕あけとして、日中平和友好条約の締結が批准されることはまさしく外交史上に特筆すべきことであり、国民の皆様とともに喜びをのみしめながら心から歓迎するものであります。

(拍手)

日中共同声明にも明らかなように、日中平和友好条約は、日中兩國間の平和友好関係を強固にし、さらにそれを発展させようとするものであり

ます。

日中兩國は一衣帯水の隣国として、一時期を除いては、今日まで長い伝統と友好の関係を保たれてきましたことは歴史にも明らかであります。日中兩國間には社会制度の相違はあるにしても、今回の日中平和友好条約は、まさに伝統と友好のきずなを立ち、日中共同声明の原則と精神を踏まえ、平和五原則に基づく恒久的平和友好関係の確立と、国連憲章の原則に基づく紛争の平和的解決と、反覇権主義等が盛り込まれた、まさに画期的なものであります。特に第二条においては、日中兩國は「そのいづれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいづれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対する」という、いわゆる反覇権条項が明文として条約の中に盛り込まれたのは、日中平和友好条約が世界で初めてのことであり、その意義はきわめて大きいものであると思っております。

また、反覇権条項は、国連憲章の平和原則の精神であり、それはまた、わが国の憲法に明示されている恒久平和主義にも合致するものであって、過去の暗い日本軍国主義の反省と戒めとなるべきものであると確信するものであります。

私は、日中平和友好条約の締結が新たな日中平和友好関係の発展のためのスタートであり、また同時に、わが国の平和外交の基礎となるべきものであるとの認識に立って、今後、日本政府の外交態度と努力こそがアジアと世界の緊張緩和、ひいては恒久平和達成にきわめて重要な問題であることを指摘しておくものであります。

さて、日中平和友好条約の締結に至るまでの経緯にわが国が将来を展望するとき、わが国の置かれていた国際環境は決してなまやさしいものではなく、また、政府の外交政策もきわめて多くの問題点を抱えております。

それは、大國間の微妙な関係の中で右顧左顧を続けてきた無原則な政府の外交姿勢は国際的な不信を高め、ひいては大きな誤解を生み、国際社会におけるわが国の立場を困難にする危険性をはらんでおります。政府が言う全方位外交という美辞麗句や小手先だけの外交姿勢では、もはや対処できるほど国際環境は甘くないということを、いま一度政府は反省すべきであると思っております。(拍手)

私は、日中平和友好条約の締結をわが国外交の一つの転換の原点として、厳粛な認識に立ち、従来の場当たり的な外交政策を改めて、真の自主・平和・中立の等距離完全中立政策を確立すべき必要のあることをここに申し上げたいのであります。

わが公明党は、これまで、日中平和友好関係の確立こそがわが国の平和と安定、ひいてはアジアの平和のために欠かすことのできない重要課題であるとの認識のもとに、等距離中立平和外交の観点からこれに取り組む、終始一貫努力してまいりました。いままで、六次にわたる党代表を中国に派遣し、中国首脳との政治会談や、中国国民との相互理解と友好親善を通じて、微力ではあります

がそれなりの足跡を残してまいりました。昭和四十六年の第一次訪中団は、中日友好協会との間に作成した共同声明によって、日中復交五原則を明らかにし、日中国交正常化の原則を明らかにいたしました。また、日中国交正常化実現の直前には、竹入委員長は、故周恩来総理と長時間にわたって共同声明の骨格について具体的な詰めをいたしました。さらに、本年三月の矢野書記長を团长とする第六次訪中団の際には、鄧小平副首

席との会談を通じて、日中平和友好条約締結に必要な中国側の四項目の見解が示され、本条約の締結のために基礎的な準備を果たすことができましたことは、望外の喜びであります。(拍手)

日中関係が正常化され、また、ここに兩國間で平和友好条約の締結の運びに至った今日、日中兩國の前途はまことに洋々たるものがあります。し

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

一四四

かし、その反面、華やかな喜びを迎えるに至るまでの歴史を振り返ってみますと、決して平たんな道ではなく、むしろイバラの道であったと言っても過言ではありません。戦後の厳しい国際情勢の中にあって、政府のかたくなな対中政策の続く中で、多くの先輩の方たちが幾多の困難を克服し、細々とパイプをつなぎ、多くの痛ましい犠牲を払いつつ、この日の来ることを願いながらの努力があったればこそ、今日の歴史的な結実を迎えることができたことを、深く心に銘記すべきであると思うものであります。(拍手)

同時に、この条約の発効は新たな出発点であり、今後の日中両国の努力こそ肝要であります。したがって、私は、日中共同声明並びにこの日中平和友好条約に盛り込まれた精神と諸原則を誠実に、また忠実に実行し、さらにそれを発展させ、子々孫々に至るまでの日中間の恒久的平和友好関係の樹立を不動のものとし、さらに、ひいてはアジアと世界平和に寄与することが、いまわれわれに課せられた重要な使命であり、多くの先輩の方たちにこたえる道であると確信し、政府に対し、本条約の締結を機として、真のわが国の平和外交を推進すべきことを重ねて要望し、私の日中平和友好条約に対する賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 曾祚益君。

〔曾祚益君登壇〕

○曾祚益君 私は、ただいま議題となりました日

中平和友好条約に対し、民社党を代表し、批准賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)
その第一の理由は、この条約の締結は一九七二年の日中国交回復の共同声明を基礎として、日中両国政府が慎重な検討と協議の結果、社会体制を異にする両国が、恒久的な平和友好関係をここに確立するという画期的な喜ばしい出来事だからであります。

四十六年前の柳条溝事件を発端とする日華両国の戦争と、日本の中国侵略、占領の長い重苦しい歴史を踏まえ、かつ太平洋戦争における日本の敗北以来、大陸中国との間の通商から国交回復への努力の跡を回顧し、加えて、この期間の中で小生自身の上海勤務五年を含めた長い中国とのかわり、さらに、新中国以来、国会議員として使いすること三回の私の体験から生まれた強い中国への関心からしても、両国のため、衷心よりこの条約の成立を祝福したいと存じます。(拍手)

特に、華国峰主席、鄧小平副主席を頂点とする中国最高指導部が、文革以来のある種の行き過ぎの是正と、農業、工業、国防及び科学技術の近代化を旗印とし、冷静、着実な内外政策を大胆に実行されたこと、並びにわが国の朝野の良識者が、日中双方の満足するラインでの友好条約の内容の妥結を目的とする日夜の努力を重ねられたことを高く評価したいと存じます。(拍手)

賛成の第二の理由は、条約そのものの内容と締結の経緯から判断して、締結に当たり問題となっ

た諸点につき、本委員会の質疑を通じ、納得できる解決がなされたと認められるからであります。その一つは、覇権問題の処理であります。

まず、条約第二条は、日中両国がみずから覇権を求めないこと、並びに「覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対する」旨を明らかにしておりますが、この規定は日中共同声明と同趣旨であるとともに、その該当地域をアジア・太平洋地域に限らず「他のいずれの地域」にも拡大している点、並びにその対象を「いかなる国又は国の集団」として、特定の国を指していないことを明らかにしている点の二つを評価したいと思います。これは、言うまでもなく、ソ連などの、反ソ集団の結成の危惧を取り除くために有効であります。

同じく、覇権問題との関連において、第四条は、この条約が、各締約国が第三国との関係でとっている立場に何らの影響を及ぼさないことを規定しております。

この規定は、わが方としては、ソ連などが、この条約の締結によってわが国が中国の反ソ包囲網の中に組み入れられるやの危惧を抱いていることを払拭する意味において必要であるとともに、中国側としては、逆に、ソ連の覇権主義反対、ソ連修正主義反対の国是とも言うべき立場を害しないことを明らかにする意味で重要と認めているわけであり、両国それぞれにとって必要な条項であります。

賛成の第三の理由は、本条約締結と、尖閣諸島、中ソ友好同盟条約との関係、並びにいわれる全方位外交の観点から見て、本条約承認に特に支障なしと判断されるからであります。ただし、後述のように、特にこの点に関して慎重な配慮と適切な措置を必要とすることを申し添えておきます。

すなわち、尖閣諸島については、私は、わが国の一部にあった尖閣諸島の領有権の問題を取り上げて、本件日中平和友好条約締結に際し、中国側の領有権放棄の意思表示を求むべきだとの意見に対しては、賛成いたしかねます。それは、尖閣諸島と同様に、わが国の領土である竹島問題に関する日本の韓国に対する軟弱な態度に比して、片手落ちだからであります。

しかし、日中条約の関連において、この際、中国に対して領有権の主張の放棄を求めることは問題外とし、先般の中国漁船団のわが方領水の侵犯のごとき不祥事件の再発はない旨の中国側の確実な言質が得られたという外務大臣の答弁を重視し、これを信頼し、私は、尖閣諸島の観点からの本件平和友好条約への反対は唱えないことといたします。同時に、竹島問題に関し、韓国の不当な竹島占拠を改めしめるような措置を速やかに講ずることを要求します。

中ソ友好同盟条約については、同条約が他にほとんど類例を見ない、ある国々を名指して非難し、これに対抗する軍事同盟であって、日中、日

ソの友好関係の現状にそぐわないものであるゆえをもつて、わが方としては同条約が第六条の手続に従って正式に廃棄されることを強く要求するものであります。

同時に、同条が示すごとく、来年四月九日まで廃棄の手続をとらない場合は自動延長期に入るわけであつて、これを避けるためには、それまでに廃棄の意思表示を行うという中国の今般の決定を歓迎するものであります。私は、政府に対し、ソ連についても同様の措置をとるよう働きかけることを要求いたします。(拍手)

賛成の第四の理由は、本条約締結が、わが方のいわゆる全方位外交から見て、対ソ関係を含めて、特に支障なしと判断されるからであります。対ソ関係については、わが方は、先方の日中条約に対する疑惑や警戒的態度に対しては、堂々と、かつ冷静に対処し、その誤解を解くべきであり、わが方として負い目を感じる必要は毫もないと信じます。

同時に、私が質疑を通じ、政府に要求したごとく、ソ連の善隣友好条約の提案等に対しては、わが方は、かかる代用品をもって平和条約にかえるごときことは断じて反対する旨を明示しつつ、北方四島を含む領土問題の最終解決を軸とする平和条約を締結するという基本原則をソ連が承認することを明確にしたならば、それに至る中間措置としての善隣友好条約等については、まずもつて、前述のごとく、この精神に全く背反する中ソ友好

同盟条約廃棄の手続をとることをソ連に求むべきものと信じます。(拍手)

なおまた、平等互惠の原則に基づく日ソ経済協力については、積極的に応ずる構えをもつて臨むべきことは言をまちません。

政府の唱える全方位外交なるものの実体については、質疑を通じ、その概要が逐次明らかになりつつありますが、全体としては、その構想並びに内容について検討と対策の不十分なるもののあることは遺憾であり、政府の善処を強く要求するものであります。

その二、三の実例を挙げてみれば、次のとおりであります。

わが国の安全から見て特に重要な地域は、朝鮮半島と台湾海峡であります。朝鮮半島における南北の対立緩和と共存の積み上げに向かって、今回の日中関係を発展させ、これを活用する措置を強く望みます。

一方、台湾海峡の静ひつの維持は、日米中三国並びに台湾の政府と住民の望むところと信じます。これが維持に努むべきであります。

次に、ASEAN諸国の中立的なブロックとしての発展と強化は、アジア全般の安定に有効であります。これら諸国側において、日中条約の締結に対し危惧と不安を抱いていることは、政治・軍事大中国と、経済大日本との親善そのものが引き起こす自然の現象であります。

また、他方、これら諸国の中には、中ソの激し

い対立が日中条約の締結により、一層激化するこゝとに対する不安もあります。したがって、ASEAN諸国に対する適切な措置を速やかにとることを政府に強く要請したいと存じます。

以上の意見を付し、私の本条約賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 寺前巖君。

〔寺前巖君登壇〕

○寺前巖君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、日中平和友好条約批准案件について賛成討論を行います。(拍手)

日中両国間に平和五原則に基づく真の友好関係を確立することは、両国関係の不幸な歴史的過去と現状から、またアジアの将来にとってきわめて重要な課題であります。

両国間の不幸な関係は、日本軍国主義が十五年に及ぶ侵略戦争で、中国国民に甚大な被害を与えたこと、中華人民共和国樹立以来、二十数年にわたって承認しなかつたこと、そして十数年来、中国側が日本国民の自主的な運動に対し、武装闘争路線の押しつけなど、大国主義的干渉を行つてきたことにあります。

日本共産党は、戦前、中国侵略戦争に断固として反対し、戦後は中華人民共和国の承認と国交回復、平和五原則に基づく友好関係発展のために努力してきました。同時に、中国共産党と中国政府からのわが党や日本の民主運動に対する不当な干渉を許さず、自主独立の立場を守り抜いてきました。

た。日中両国民の真の友好を重視するからこそ、こうした立場に立つて、わが党は、一九七二年以来六年間も反覇権問題を焦点として難航した経過を持つ本条約の問題点を徹底的に究明した上、最終態度を決めるとしてきたのであります。

まず、日中間の平和条約が結ばれないまま本友好条約が結ばれたという異例の事態となつたのは、わが国政府が、中国を代表する唯一の政府を台湾とし、一九五二年の日華平和条約で戦争状態が終了したとみなし続けてきたからであります。領土問題の不明確さはまさにそのためであります。

わが党は、政府に対し、尖閣列島に対する日本の領有権について、両国間に何の疑点も残さないよう、また台湾が中華人民共和国の不可分の領土の一部であることを明確に承認するよう強く求めるものであります。

次に、わが党は、本条約が第一条で、平和五原則に立つ両国間の恒久的な平和友好関係の発展を宣言したことを当然とみなし、それを両国政府が誠実にかつ厳密に守り抜くことを要望するものであります。

それは、最大の問題点である第二条の反覇権条項、第四条の第三国との関係条項の意義と運用にかかわるからであります。

政府は、覇権とは力によって一国の意思を他国に押しつける行為だけでなく、政治的強制や干渉も含まれると述べています。力によらうとするま

昭和五十三年十月十六日 衆議院会議録第六号

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

一四六

いと、このような覇権行為がいかなる国にも許されないことは当然であります。

ところが中国政府は、世界を三つに分類する三つの世界論なるものに立ち、特定の第三国への敵対を反覇権の内容とし、それを他国と他国民に押しつけています。本条約が反覇権条項を入れた最初の二国間条約となったために、内外から、米日中の準軍事同盟化を意味するとの指摘も行われています。

政府は、反覇権は特定の第三国を指したものでないこと、覇権行為の認定はそれぞれの立場とやり方で自主的に行うこと、本条約によって日本と中国の共同行動が義務づけられることはあり得ないことについて、日中間の合意があると答弁しました。また、日本の外交が、この条約によって中国側の特殊な外交路線に拘束されるようなことはなく、日中あるいは米日中の同盟につながることはあり得ないと繰り返し言明しました。

日本共産党は、政府答弁が明確にした日中間の合意や日本政府の公的解釈を確認し、そのことを条件として、本条約の批准案件に賛成の態度をとることをここに表明するものであります。(拍手)

しかし、私は、日中両国の基本関係を決めた本条約に反する幾つかの現実が存在していることを指摘しないわけにはいきません。

最も重大なことは、第一条にうたわれた平和五原則と第二条の反覇権条項に反する政治的干渉、覇権行為が中国政府によって続けられているとい

う事態であります。

日本向け北京放送での武装闘争の呼びかけ、成田や大学で盲動を繰り返している一部暴力集団に對する中国側の称賛や激励など、許すことのできない覇権行為が続いています。わが党やわが国の民主運動に對する干渉、国会・地方議会などが派遣する訪中代表団の内部構成にまで干渉する行為が繰り返されています。これらは、単に日本共産党や民主団体だけの問題ではありません。

わが党は、政府がこうした覇権行為を放置してきたことを反省し、答弁で述べたような毅然とした態度を貫くことを強く要望するものであります。(拍手)

本条約の規定に反するもう一つの重大な現実とは、日本政府がアメリカに對して行っている台湾をめぐる軍事的約束であります。

政府は、日米安保条約の極東条項、一九六九年の日米共同声明の台湾条項を口実とし、日本からの米軍出撃に關する事前協議にイエスもノーもあり得るという驚くべき答弁を行いました。しかし、イエスということは日本が台湾攻撃の拠点となることであり、平和五原則を真向からじゅうりんすることであって、政府は台湾条項の廃棄など、本条約に即した誠実な態度を直ちに表明すべきものであります。

このように、本条約の成立は、日中間の不正常な関係が全面的に一掃されたことを意味しません。しかも、有事立法などに見られるように、福

田内閣は日米軍事同盟の強化と日本軍国主義復活の策動を進めています。他方、対ソ戦略の思惑から、中国政府は日米軍事同盟強化に賛成し、日中間の軍事的交流をも促進しようとしています。

日本共産党は、わが国の将来と日中両国民の真の友好、アジアの平和にかかわるこれらの問題を正しく解決するために国民とともに努力していく決意を表明して、私の賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(保利茂君) 伊藤公介君。

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 私は、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件について、新自由クラブを代表して賛成の討論を行います。(拍手)

まず、私は、園田外務大臣が与党内の重臣に耐えながら、条約の締結に向かって全力を傾注されたその勇氣と努力に對して、深甚なる敬意を表するものであります。

わが新自由クラブは、立党以来、日中平和友好条約の早期締結を機会あるごとに強く政府に要求するとともに、河野代表を團長とする訪中団の派遣等によって、側面から政府の締結交渉への努力を支援してまいりました。条約の交渉以来、紆余曲折を経てやや遅きに失した感がありますけれども、これまで多くの先輩たちがその道を力強く切り開かれ、いまは亡き日中への橋渡しに執念を燃やした多くの先輩たちを含めて、広範な国民

各層の方々のじみちな運動があったからこそ今日締結の運びを見るに至ったことを、一時も忘れてはならないと思うのであります。(拍手)これがわが国の国益に合致するばかりでなく、アジアを初め世界の平和に大きな役割りを果たすものとして、心から賛意を表します。

わが国は、一九七二年九月二十九日の日中共同声明によって、中華人民共和国との間に国交を正常化したしました。それ以来今日まで、経済、文化など各般にわたる交流が進展の一途をたどり、この選択がわが国の国益に大きく貢献をしたことは、多くの人々の認めるところであります。

さて、本条約をめぐって国民の間にさまざまな議論が行われてまいりました。その最も大きな論点は、第二条に言ういわゆる反覇権条項についてであり、条約締結のおくれの原因の一つになつたのもこの反覇権条項でありました。すでに交渉や国会審議の過程で、この条約が反ソ政策とあるいは共同軍事行動などというものでないということも明らかにになりましたけれども、この反覇権条項は日中平和友好条約のシンボルとも言うべきものであり、二国間の基本条約としては世界に類例を見ない画期的な条文であると私は考えております。かつて交渉の初期、政府は、この条文は条約にはなじまないものとして、条文の中にこれを入れることを拒否した経緯がありますように、確かにこれは条約の慣例から言えば異例なものかもしれませんが、しかし、戦争や武力による威嚇等に

よって国際紛争の解決手段とはいえないということ
を宣言したわが国の平和憲法や国連憲章を、これ
ほど忠実に敷衍した条約はありません。

これまで反覇権条項が、とかく第三国条項にば
かり目が向けられて論ぜられてまいりましたが、
覇権行為の禁止はわが国だけに課せられたもので
はなく、中国をも拘束するものであって、日中両
国の友好発展が東南アジア諸国にとってややもす
れば警戒の目で見られる一面を持つことを考慮に
入れれば、この覇権条項の歴史的な意味をわれわ
れは高く評価するものであります。(拍手)

日中平和友好条約の締結によって、これから日
中両国の交流はますます盛んになっていくことで
ありましょう。また、日中友好のムードも一段と
高まっていくと思います。しかしながら、こ
うした条約が結ばれたけれども、二国間の平和あ
るいは友好がいつまでも維持できるとは限りませ
ん。このことは、過去の事実が明らかに示してい
ます。

日本と中国との間は、近代の歴史の中で百年近
く不幸な状態が続きました。両国の二千年の長き
にわたる歴史から見れば、日中両国の不幸な関係
は短い期間だったかもしれないけれども、この
間にわが国が中国でどんなことをしてきたかは
知っていても、一体どうして戦争が行われたのか
を知らないでは、再び不幸な状態を招かないとい
う保証はないと思います。

最近、政府・与党内には、有事立法等につい

昭和五十三年十月十六日 衆議院会議録第六号

ての正しい議論に便乗をして、極端な議論に走る
一部の傾向も見受けられますけれども、これは明
らかに思慮に欠けた無責任な言動であります。日
中条約を名実ともに友好発展の基軸としていくた
めには、われわれはもう一度日中間の不幸な過去
を振り返って反省をし、総点検をしながら、日中
間のみならず、世界各国との相互理解と友好を推
進していかなければなりません。

そのためにも、便乗主義的あるいは日和見的世
論の動向に悪乗りした単純な議論は、中国を初め
世界各国の日本に対する正しい理解を結局は妨げ
ることになることを強く強く私は指摘をして、私
の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしま
した。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本件は委
員長報告のとおり承認するに決しました。(拍手)

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

午後三時二十四分散会

出席国務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君
外務大臣 園田 直君
厚生大臣 小沢 辰男君
運輸大臣 福永 健司君
自治大臣 加藤 武徳君
国務大臣 宮澤 喜一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十二日、参議院議長から、国会において
議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書
を受領した。

昭和五十三年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十三年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十三年度政府関係機関補正予算(機第1
号)

一、去る十二日、植木参議院事務総長から大久保
事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判
員予備員中村啓一君及び同藤井恒男君の辞任を
許可し、その補欠として次の者を選任し、予備
員の職務を行う順序を頭書のように決定した旨
の通知書を受領した。

第一順位 鈴木 正一君
第四順位 降矢 敬義君

一、去る十二日、植木参議院事務総長から大久保
事務総長あて、参議院は裁判官訴訟追委員永野殿

雄君及び同予備員坂野重信君、同田代富士男君
の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選
任し、予備員の職務を行う順序を頭書のように
決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟追委員 安孫子藤吉君
同 予備員 第二順位 藤井 裕久君
第四順位 広田 幸一君

(応召議員)

一、今十六日、召集に応じた議員は次のとおりで
ある。

熊本県第二区選出 坂田 道太君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

宇野 亨君 金子 一平君

小島 静馬君 奥野 誠亮君

関谷 勝嗣君 伊東 正義君

伊東 正義君 関谷 勝嗣君

奥野 誠亮君 小島 静馬君

金子 一平君 宇野 亨君

外務委員

辞任 補欠

松本 善明君 寺前 巖君

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件 朗読を省略した議長の報告

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

大蔵委員

辞任

沢田 広君

小平 忠君

岡田 春夫君

農林水産委員

辞任

津川 武一君

不破 哲三君

商工委員

辞任

玉城 栄一君

工藤 晃君

矢野 絢也君

不破 哲三君

運輸委員

辞任

田村 元君

中馬 弘毅君

小林 正巳君

通信委員

辞任

不破 哲三君

建設委員

辞任

三原 朝雄君

予算委員

谷川 寛三君

辞任

伊東 正義君

奥野 誠亮君

金子 一平君

岡田 春夫君

矢野 絢也君

藤原ひろ子君

小林 正巳君

津川 武一君

河村 勝君

安藤 巖君

中馬 弘毅君

大坪健一郎君

塩崎 潤君

谷川 寛三君

玉沢徳一郎君

森 清君

沢田 広君

玉城 栄一君

正木 良明君

中井 治君

工藤 晃君

寺前 巖君

決算委員

辞任

浅井 美幸君

安藤 巖君

不破 哲三君

補欠

大坪健一郎君

森 清君

玉沢徳一郎君

沢田 広君

玉城 栄一君

津川 武一君

中馬 弘毅君

安藤 巖君

中井 治君

工藤 晃君

小林 正巳君

伊東 正義君

田村 元君

三原 朝雄君

金子 一平君

奥野 誠亮君

岡田 春夫君

矢野 絢也君

浅井 美幸君

小平 忠君

不破 哲三君

松本 善明君

補欠

春田 重昭君

不破 哲三君

安藤 巖君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

兄玉 末男君

予算委員

辞任

武藤 山治君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

安井 吉典君

田川 誠一君

中川 秀直君

法務委員

辞任

武藤 山治君

山花 貞夫君

外務委員

辞任

久保 等君

美濃 政市君

佐々木良作君

大蔵委員

辞任

高橋 高望君

荒木 宏君

文教委員

辞任

曾祢 益君

山原健二郎君

荒木 宏君

山原健二郎君

荒木 宏君

社会労働委員

辞任

小坂徳三郎君

堀内 光雄君

農林水産委員

辞任

羽田野忠文君

小坂徳三郎君

運輸委員

辞任

佐藤 文生君

箕輪 登君

米沢 隆君

愛知 和男君

鹿野 道彦君

山本健二郎君

建設委員

辞任

住 栄作君

中川 秀直君

佐藤 文生君

補欠

高橋 高望君

荒木 宏君

佐々木良作君

荒木 宏君

山原健二郎君

堀内 光雄君

小坂徳三郎君

羽田野忠文君

小坂徳三郎君

愛知 和男君

鹿野 道彦君

山本健二郎君

佐藤 文生君

箕輪 登君

米沢 隆君

佐藤 文生君

佐藤 文生君

田川 誠一君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

住 栄作君

田川 誠一君 中川 秀直君

予算委員

辞任

岡田 春夫君

補欠

美濃 政市君

決算委員

辞任

山口 敏夫君

補欠

甘利 正君

甘利 正君

山口 敏夫君

議院運営委員

辞任

山花 貞夫君

補欠

武藤 山治君

甘利 正君

山口 敏夫君

武藤 山治君

山花 貞夫君

山口 敏夫君

甘利 正君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

木村 俊夫君

補欠

石井 一君

佐野 嘉吉君

浜田 幸一君

河上 民雄君

佐野 進君

正木 良明君

瀬野栄次郎君

石井 一君

木村 俊夫君

浜田 幸一君

佐野 嘉吉君

佐野 進君

河上 民雄君

瀬野栄次郎君

正木 良明君

運輸委員

辞任

佐野 進君

補欠

河上 民雄君

河上 民雄君

佐野 進君

決算委員

辞任

西田 司君

補欠

木村 俊夫君

木村 俊夫君

西田 司君

議院運営委員

辞任

春田 重昭君

補欠

正木 良明君

正木 良明君

春田 重昭君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

伊藤 茂君

補欠

竹内 猛君

米田 東吾君

柴田 健治君

渡辺 芳男君

小川 国彦君

平石磨作太郎君

越中 義彦君

永原 稔君

伊藤 公介君

小川 国彦君

渡辺 芳男君

柴田 健治君

米田 東吾君

竹内 猛君

伊藤 茂君

越中 義彦君

平石磨作太郎君

伊藤 公介君

永原 稔君

物価問題等に関する特別委員

辞任

中西 啓介君

補欠

西田 司君

西田 司君

中西 啓介君

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

木村 俊夫君

補欠

中村 弘海君

小川 国彦君

加藤 万吉君

中村 弘海君

木村 俊夫君

加藤 万吉君

小川 国彦君

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

坂口 力君

補欠

瀬野栄次郎君

瀬野栄次郎君

坂口 力君

一、去る十二日、委員長から提出した議案は次の

(議案提出)

とおりである。

無限連鎖講の防止に関する法律案(物価問題等

に関する特別委員長提出)

一、去る十三日、委員長から提出した議案は次の

とおりである。

医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員

長提出)

(条約受領)

一、去る十二日、参議院から受領した条約は次の

とおりである。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦

貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次

延長に関する千九百七十八年の議定書の締結に

ついて承認を求める件

(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融

通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する

ための特別の財政援助等に関する法律の一部を

改正する法律案

一、去る十二日、参議院から受領した同院提出案

は次のとおりである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融

通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する

ための特別の財政援助等に関する法律の一部を

改正する法律案

(条約付託)

一、去る六日、委員会に付託された条約は次のと

おりである。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

一、去る十二日、委員会に付託された条約は次の

とおりである。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦

貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次

延長に関する千九百七十八年の議定書の締結に

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

ついで承認を求めるの件(条約第二号)(参議院
送付)
外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付
された議案は次の委員会に付託された。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する
ための特別の財政援助等に関する法律の一部を
改正する法律案(災害対策特別委員長提出、参
法第一号)(予) 災害対策特別委員会 付託
一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の
とおりである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する
ための特別の財政援助等に関する法律の一部を
改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次
のとおりである。

昭和五十三年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十三年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十三年度政府関係機関補正予算(機第一
号)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。

無限連鎖講の防止に関する法律案(物価問題等
に関する特別委員長提出)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。

医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員
長提出)

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院において次の内閣提出案
を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十三年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十三年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十三年度政府関係機関補正予算(機第一
号)

(議案撤回)

一、去る十三日、議員からの申し出により、次の
議案は委員会において撤回を許可した。

医療法の一部を改正する法律案(羽生田進君外
三名提出、第八十四回国会衆法第三三三号)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要
求に対し、議長は去る六日いずれもこれを承認
した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する
事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる
発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月六日

地方行政委員長 木村武千代

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福
祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用、失業対策
に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立
するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月六日

社会労働委員長 木野 晴夫

衆議院議長 保利 茂殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要
求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承
認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給
与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

衆議院議長 保利 茂殿
法務委員長 嶋田 宗一

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

衆議院議長 保利 茂殿
外務委員長 永田 亮一

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

文教委員長 菅波 茂

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

衆議院議長 保利 茂殿
運輸委員長 増岡 博之

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年十月十三日

衆議院議長 保利 茂殿
決算委員長 橋 兼次郎

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石油パイプライン事業法に基づく諸規則の運用の実態に関する質問主意書(木原実君提出)

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

朗読を省略した議長の報告 無限連鎖講の防止に関する法律案 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

一五二

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団による石油パイプライン事業法附帯決議無視の疑いに関する質問主意書 (木原実君提出)

千歳空港の国際化に関する質問主意書 (斎藤実君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団の航空機給油施設の設置場所の選定理由及び地域住民の意思尊重の必要性に関する質問主意書 (木原実君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る六日、内閣から、衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の燃料輸送パイプラインについての諸問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十一月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員伊藤茂君

提出米軍偵察機墜落事故の原因と責任の糾明に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員橋崎弥之助君提出レッカー車に関する質問に対して、質問事項について調査検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年十一月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

無限連鎖講の防止に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十三年十月十二日

提出者

物価問題等に関する特別委員長 美濃 政市

無限連鎖講の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらざり、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(定義)

第二条 この法律において「無限連鎖講」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金銭から自己の支出した額を上回る額の金銭を受領することを内容とする金銭配当組織をいう。

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則

理 由

無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらざり、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止するため、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これによつてもたらされる社会的な害悪を防止するため、無限連鎖講に関する行為を禁止して罰則を設けるとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第四条 国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うように努めなければならない。

(罰則)

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

右

国会に提出する。

昭和五十三年十月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和五十四年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十四年四月八日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十二日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定

にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 昭和五十四年三月十四日
- 二 指定都市の長の選挙 昭和五十四年三月十九日
- 三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十四年三月二十七日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 昭和五十四年四月十二日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十四年四月十五日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員及び長の選挙並びに当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和五十四年四月八日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、当該選挙が行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十二日に行われる選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十

六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第六条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和五十四年三月二十七日から同月三十一日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出(推薦届出を含む。)がされたことにより公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が昭和五十四年四月八日以後であるときは、同月七日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書 医療法の一部を改正する法律案 一五四

(政令への委任)

第七條 第二條から前條までに規定するもののほか、第一條の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和五十四年三月、四月又は五月中旬に満了することとなる実情に鑑み、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和五十四年三月から五月までに満了することとなるので、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

(一) 選挙の期日に関する事項

1 昭和五十四年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十四年四月八日、指定都

市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十二日とする。

2

1 地方公共団体の議会の議員又は長に就いて、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙期日の告示の日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とする。

3

1 地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長に就いて、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が(一)各号に掲げる選挙期日の告示の日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ1に掲げる期日とする。

(二)

(一) により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとする。

(1) 都道府県知事の選挙にあつては、昭和五十四年三月十四日

(2) 指定都市の長の選挙にあつては、昭和五十四年三月十九日

(3) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和五十四年三月二十七日

(4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和五十四年四月十二日

(5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和五十四年四月十五日

その他

同時選挙、重複立候補の禁止、後援団体に關する寄附等の禁止及び共済給付金の特例について規定するほか、この法律は公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、明年三月から五月までに任期満了となる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等の選挙期日等を統一して執行しようとするもので、これら多数の選挙の円滑な執行、経費の節減及び国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年十月十三日

公職選挙法改正に關する調査特別委員長 久野 忠治

衆議院議長 保利 茂殿

医療法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十三年十月十三日

提出者 社会労働委員長 木野 晴夫

医療法の一部を改正する法律

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「形成外科」の下に「美容外科」を、「脳神経外科」の下に「呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科」を加え、同項第二号中「については歯科」の下に「矯正歯科、小児歯科」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

近年における医学医療の著しい進歩に伴い診療

技術が専門分化していることにかんがみ、診療科名として、医療については美容外科、呼吸器外科、心臓血管外科及び小児外科を、歯科医療については矯正歯科及び小児歯科を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定船舶製造業安定事業協会法案

右 国会に提出する。

昭和五十三年十月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

特定船舶製造業安定事業協会法案

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 設立(第十一条—第十六条)

第三章 管理(第十七条—第二十八条)

第四章 業務(第二十九条—第三十五条)

第五章 財務及び会計(第三十六条—第四十四条)

第六章 監督(第四十五条—第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 特定船舶製造業安定事業協会は、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進するため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買取等を行うことにより、特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)と相まって、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定船舶製造業」とは、最近における内外の経済事情の著しい変

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

特定船舶製造業安定事業協会法案及び同報告書

化により、その船舶製造業における造船能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その船舶製造業に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあるとして認められる船舶製造業であつて、当該船舶製造業の用に供する設備の廃棄、長期の休止又は譲渡を行うことによりその事態を克服することが必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。 2 この法律において「特定船舶製造事業者」とは、特定船舶製造業に属する事業を営む者をいう。 (法人格) 第三条 特定船舶製造業安定事業協会(以下「協会」という。)は、法人とする。 第四条 協会は、一を限り、設立されるものとする。 (資本金) 第五条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。 2 協会は、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。 3 政府は、前項の規定により協会がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に出資することができる。 (持分の払戻し等の禁止) 第六条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。 (持分の譲渡等) 第七条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。 2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者	について第四十七条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。 (名称) 第八条 協会は、その名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いなければならない。 2 協会でない者は、その名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いてはならない。 (登記) 第九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (民法の準用) 第十条 民法明治二十九年法律第八十九号第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。	なければならない。 一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。 三 事業の運営が健全に行われ、特定船舶製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。 第十四条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。 2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、それぞれ第二十条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。 (事務の引継ぎ) 第十五条 前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。 2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 (設立の登記) 第十六条 会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。	三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 役員に関する事項 六 評議員会に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 2 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。 (役員) 第十八条 協会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。 2 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。 (役員の職務及び権限) 第十九条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。 2 理事長は、協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、協会の業務を監査する。 (役員の内命) 第二十条 会長、理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。 2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。 (役員の内命) 第二十一条 役員の内命は、三年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。
---	--	--	---

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

特定船舶製造業安定事業協会の法案及び同報告書

一五六

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三條 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十四條 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五條 協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(評議員会)

第二十六條 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、特定船舶製造業について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十七條 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八條 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十九條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定船舶製造業の用に供する設備及び土地を併せて買取すること(当該設備が設置されている事業場における特定船舶製造業のすべてが廃止される場合に限る)。

二 買取した設備の管理及び譲渡又は廃棄を行うこと。

三 買取した土地の再利用のための造成その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 納付金を徴収すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務実施計画)

第三十條 協会は、業務の開始前に、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し、次の事項を記載した業務実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

一 業務の内容及びその実施時期。

二 業務を実施するのに必要な資金の額並びにその調達及び償還の方法。

2 運輸大臣は、業務実施計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一 特定不況産業安定臨時措置法第三条第一項の規定に基づいて定められた船舶製造業に関する安定基本計画に定める設備の処理に関する事項を実現するために有効かつ適切なものであること。

二 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を確実に遂行するために適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定船舶製造業における事業活動及び経営の状況等に応じて適切な配慮がなされているものであること。

(業務の委託)

第三十一條 協会は、運輸大臣の認可を受けて、その業務の一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十二條 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(納付金)

第三十三條 特定船舶製造事業者は、運輸大臣が告示で定める日以後において、運輸省令で定める船舶の製造を内容とする請負契約を締結したときは、協会が行う第二十九條第一項第一号から第三号までに掲げる業務に要する経費の一部に充てるため、運輸省令で定めるところによ

り、協会に対し、当該請負契約に定められた船価に運輸大臣が毎年度定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金率は、当該年度の開始前に、当該年度における同項の船舶の受注の見通し及び協会が行う第二十九條第一項第一号から第三号までに掲げる業務の実施の見通しを基礎とし、特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えないように配慮して定めるものとする。

3 運輸大臣は、第一項の納付金率を定めようとするときは、海運造船合理化審議会の意見を聴かなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の納付金率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(強制徴収)

第三十四條 協会は、前条第一項の納付金の納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、運輸大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができ。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付金の完納の日又は財産の差押えの日の前日

までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第三十五条 協会は、第二十九条第一項第四号に掲げる業務を行うため必要があるときは、特定船舶製造事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十七条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従って作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十九条 協会は、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 協会は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十二条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 監督

(監督命令)

第四十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十六条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対しその委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十七条 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
又は出資者の持分の譲受けの年月日
三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用除外)

第四十八条 協会の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、協会の行う正当な行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(解散)

第四十九条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第五十条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条第二項、第二十九条第二項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十七条又は第四十一条の認可をしようとするとき。
二 第三十八条第一項又は第四十三条の承認をしようとするとき。
三 第四十四条の運輸省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会又は受託金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金を処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第四十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

特定船舶製造業安定事業協会法案及び同報告書

第五十三条 第三十五条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第五十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十五条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第五十六条 第八条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いてゐる者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行後最初に定めるべき納付金率については、第三十三条第二項中「当該年度の開始前」とあるのは、「前項に規定する日以前」とする。

第四条 協会の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十四年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画

及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「危険物保安技術協会」の下に、「特定船舶製造業安定事業協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定船舶製造業安定事業協会	特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第...号)
---------------	-------------------------------

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定船舶製造業安定事業協会	特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第...号)
---------------	-------------------------------

(運輸省設置法の一部改正)

第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の四の二 特定船舶製造業安定事業協会を監督すること。

第二十四条第一号の四の次に次の一号を加える。

一五 特定船舶製造業安定事業協会に関すること。

理 由

最近における船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進し、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図るため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買収等を行う特定船舶製造業安定事業協会の設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定船舶製造業安定事業協会法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進し、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図るため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買収等を行う特定船舶製造業安定事業協会の設立、管理等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 定義

「特定船舶製造業」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その船舶製造業における造船能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その船舶製造業に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる船舶製造業であつて、当該船舶製造業の用に供する設備の廃棄、長期の休止又は譲渡を行うことによりその事態を克服することが必要であると認められるものとして政令で定めるものとする。

(二) 資本金

協会の資本金は、政府及び政府以外の者の出資によつて構成されるものとする。

(三) 設立

協会は、特定船舶製造業について学識経験を有する者七人以上が発起人となり、運輸大臣の認可を受けて、一を限つて設立されるものとする。

(四) 役員

1 協会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置くものとするほか、非常勤の理事二人以内を置くことができるものとする。

2 会長、理事長及び監事は、運輸大臣が任命し、理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命するものとする。

(五) 評議員会

協会に、協会の運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員二十人以上以内で組織する評議員会を置くものとする。

(六) 業務

協会は、次の業務を行うものとする。

1 特定船舶製造業の用に供する設備及び土地を併せて買収すること(当該設備が設置されている事業場における特定船舶製造業のすべてが廃止される場合に限る。)

2 買収した設備の管理及び譲渡又は廃棄を行うこと。

3 買収した土地の再利用のための造成その他の管理及び譲渡を行うこと。

4 納付金を徴収すること。

5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(七) 業務実施計画

協会は、業務の開始前に、業務の内容、その実施時期、資金の額、その調達及び償還方法に関する業務実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。

(八) 納付金

1 特定船舶製造事業者は、協会の業務に要する経費の一部に充てるため、運輸省令で

定めるところにより、協会に対し、船舶に運輸大臣が毎年度定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならぬものとする。

2 前項の納付金率は、当該年度の開始前に、当該年度の船舶の受注の見通し及び協会の業務の実施の見通しを基礎とし、特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えないように配慮し、海運造船合理化審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(b) 補助金
政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その業務に要する経費の一部を補助することが出来るものとする。

(c) その他
協会の財務、会計、監督、解散等について、所要の規定を設けるものとする。

(d) 附則
この法律は、公布の日から施行するものとする。但し、運輸省設置法の改正等所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由
本案は、最近における船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進し、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和五十三年度一般会計補正予算に特定船舶製造業安定事業協会出資金として十億円が計上

されている。
右報告する。

昭和五十三年十月十三日

運輸委員長 増岡 博之
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

特定船舶製造業安定事業協会法案に対する附帯決議

政府は、船舶建造需要を喚起し、あわせて我が国外航海運の国際競争力の回復及び内航海運の近代化を図るため、金利負担の軽減等による外航船舶の建造及び老朽船舶の処分の促進、船舶整備公園の活用による内航船舶の整備の促進等の施策を速やかに実施すべきである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年九月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項第三号中「附則第八條の第三項」を「附則第八條の第三項第四号」に改める。

附則第八條の第三項第三号中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項の表を次のように改め、同項を同条第四項とする。

年 度 臨時地方特例交付金の額

昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	五百四十億円
昭和六十一年度	六百十億円
昭和六十二年度	六百八十億円
昭和六十三年度	七百七十億円
昭和六十四年度	八百六十億円
昭和六十五年度	九百六十億円
昭和六十六年度	千七百十億円
昭和六十七年度	千九百十億円
昭和六十八年度	千三百三十七億五千万円

附則第八條の第三項の次に次の一項を加える。

3 昭和五十三年度における第一項の借入純増加額については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二分の一に相当する額(当該借入純増加額のうち九百六十億円については、その十分の一に相当する額)」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「一兆五千五百億円」を「一兆六千四百六十億円」に改め、同項の表中「五千九百二十億円」を「五千九百七十億円」に、「六千六百九十九億八千万円」を「六千七百五十九億八千万円」に、「五千二百九十一億円」を「五千三百六十億円」に、「三千二百億円」を「三千二百八十億円」に、「三千三百九十億円」を「千四百八十億円」に、「千五百六十億円」を「千六百六十億円」に、「千七百四十億円」を「千八百五十億円」に、「千九百五十億円」を「二千七十億円」に、「二千九百十億円」を「二千三百二十億円」に改める。

附則第八項第三号中「附則第八條の第三項」

を「附則第八條の第三項第四号」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	五百四十億円
昭和六十一年度	六百十億円
昭和六十二年度	六百八十億円
昭和六十三年度	七百七十億円
昭和六十四年度	八百六十億円
昭和六十五年度	九百六十億円
昭和六十六年度	千七百十億円
昭和六十七年度	千九百十億円
昭和六十八年度	千三百三十七億五千万円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十三年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するとともに、当該増額に係る額に相当する額を臨時地方特例交付金として後年度において一般会計から同特別会計へ繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十三年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を九百六十億円増額するとともに、当該借入増加額に見合う額を臨時地方特例交付金として昭和五十三年度から昭和六十八年度までの間に、一般会計から同特別会計へ繰り入れようとするものである。

昭和五十二年十月十六日 衆議院會議録第六号

二 議案の可決理由

今日の地方財政の状況にかんがみ、今回の補正予算における所得税の減収に伴う地方交付税の減少額を補正するとともに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、臨時地方交付税増額金を増額しようとする本案は、臨時と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の歳入において、資金運用部資金からの借入見込額として追加額九百六十億円及びこの借入れに伴う一時借入金金利子の財源に充てるための一般会計からの受入見込額として追加額十五億六千万円をそれぞれ計上している。右報告する。

昭和五十二年十月十三日

地方行政委員長 木村武千代

衆議院議長 保利 茂殿

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和五十二年九月十九日

内閣総理大臣 福田 赳夫

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件
日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と中華人民共和国との間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、昭和五十二年八月十二日に北京で、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約に署名した。よつて、こ

の条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、

千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、

国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、

両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直
中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいづれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいづれの地域においても覇権を求めず、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国のために 園田 直

中華人民共和国のために 黄 華

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、一九七二年九月二十九日の日中共同声明第八項に基づき、一九七四年十一月以来、中華人民共和国政府との間に平和友好条約の締結につき交渉を行ってきたが、合意に達したため本年八月十二日北京において、本条約に署名を行った。

本条約は、両国間の平和友好関係を強固にすることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1 両国は、平和五原則に基づき両国間の恒久的な平和友好関係を発展させ、また、前記の原則及び国連憲章の原則に基づいて、紛争の平和的解決及び武力の不行使を確認する。

2 両国は、いづれの地域においても覇権を求めず、また、覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

3 両国は、善隣友好の精神、平等互恵及び内政不干渉の原則に基づき、両国間の経済、文化関係の発展及び両国民の交流の促進のために努力する。

4 この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。なお、本条約は、批准書の交換の日効力を生じ、十年間効力を存続した後は、いづれの締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、この条約を終了させることができることとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の友好関係が長期にわたる安定的なものとして確立され、

更に、アジア及び世界の平和と安定に貢献することが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十三年十月十六日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院会議録第五号中正誤

ハシ 段 行 誤

正

五 三 輸出は

輸出に

五 三 減等

減税

五 四 所得減税

所得税減税

昭和五十三年十月十六日 衆議院會議録第六号

一六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

所	東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
行	大蔵省印刷局
発	電話 東京 五八二 四四二二(大代)